

下記のフォームにご入力をお願いします。

成田市宿泊税の導入に関する宿泊事業者向けアンケート調査

成田市では、観光立市を掲げ、本市を訪れる旅行者、市民双方にとってよりよい観光のまちづくりの推進に取り組んでいます。

今後、成田国際空港の更なる機能強化により、成田市を訪れる観光客が増加するなど、観光需要は拡大していくものと考えており、このような機会を的確に捉え、日本の空の玄関である成田空港を擁する優位性を生かした戦略的なプロモーションを行いつつ、観光資源の磨き上げや新たな発掘などにより、国内外からのさらなる観光客の誘致に取り組むとともに、観光客が訪れやすく、過ごしやすい環境整備などについて、より一層の充実を図っていく必要があると考えています。

また、成田市では、訪日外国人観光客に向けたシティプロモーションや、市外からの観光客誘致及び受入れ環境の整備等に対し一定の公費を投入しており、受益者負担の考えからも、宿泊客の皆様は、相応の負担をいただくことにつきましては、成田市の観光関連施策の確保・充実を図るうえで、十分な有用性、合理性があるものと考え、宿泊税の導入を検討しております。

本調査は、現在導入を検討している「宿泊税」について、市内の宿泊事業者様のご意見をお聞きするものです。

本調査結果は、成田市における宿泊税導入の検討のみに使用し、個別施設名がわからない形で集計・分析に使用するとともに、公表いたします。

お忙しいところ恐縮ですが12月20日（金）までにご回答いただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

令和6年12月成田市

問い合わせ先 成田市財政部財政課 0476-20-1512

参考資料：第1回成田市宿泊税に関する有識者懇談会 会議資料

https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page0111_00033.html

【宿泊税とは】

宿泊税は、ホテルや旅館、民泊などに宿泊する方に対して課税するもので、自治体が独自に実施する地方税です。税に関する制度や使い道などは条例で定めます。

また、宿泊事業者が【特別徴収義務者】として、宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体に申告・納入することとなります。

【千葉県の宿泊税の案】

千葉県においても宿泊税の導入を検討しており、案の概要は以下のとおりです。

【税額等】

- ・宿泊料金に関係なく1人1泊150円
- ・市町村が独自に宿泊税を導入する場合は上乗せが可能（仮に成田市が100円の宿泊税を導入すると、合計250円となる）
- ・市町村が独自に課税する場合にも、申告・納入はまとめて県又は市に行くことを予定
- ・宿泊事業者が【特別徴収義務者】として宿泊者から宿泊税を徴収
- ・自治体への申告・納入は、原則、前月分を翌月末まで（例外で3か月分まとめる規定あり）
- ・修学旅行生にも一律課税し例外規定はなし

【使途】

- ・観光人材の確保・育成定着支援
- ・観光資源の磨き上げ
- ・受入れ環境の充実
- ・デジタル技術の活用 など

参考資料：宿泊税の導入に関する宿泊事業者説明会開催結果

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kankou/syukuhakuzeikentou/kekkgaiyou.html>

Q1. 貴施設の宿泊タイプについてお答えください。 必須

- ☐ ホテル
- ☐ 旅館
- ☐ 簡易宿所
- ☐ 住宅宿泊事業を行う届出住宅（民泊）

Q2. 貴施設の客室数についてお答えください。（令和6年10月末現在）

必須

100室の場合 ⇒ 100

0 / 60000

Q3. 貴施設の収容人数についてお答えください。（令和6年10月末現在） **必須**

200人の場合 ⇒ 200

0 / 60000

Q4. 貴施設の年間総宿泊人数についてお答えください。（令和5年中） **必須**

25,000人の場合 ⇒ 25000

0 / 60000

Q5. 【平日】の貴施設の平均的な宿泊料金及び令和5年中の宿泊人数についてお答えください。

※ 【平日】の大人1人1泊当たり

※ 【平日】と【休日】で分けることができない場合にはこちらにのみお答えください。

※ 消費税、入湯税、食事代金を除く（食事代金を別にできない場合には含んだ金額）

	部屋数	延べ宿泊人数
5,000円未満	0 / 500	0 / 500
5,000円から10,000円未満	0 / 500	0 / 500
10,000円から15,000円未満	0 / 500	0 / 500
15,000円から20,000円未満	0 / 500	0 / 500

部屋数

延べ宿泊人数

20,000円以上

0 / 500

0 / 500

Q6. 【休日】の貴施設の平均的な宿泊料金及び令和5年中の宿泊人数が出せる場合にはお答えください。

※ 【休日】の大人1人1泊当たり

※ 【平日】と【休日】で分けることができない場合には上記の設問のみお答えください。

※ 消費税、入湯税、食事代金を除く（食事代金を別にできない場合には含んだ金額）

部屋数

延べ宿泊人数

5,000円未満

0 / 500

0 / 500

5,000円から10,000円未満

0 / 500

0 / 500

10,000円から15,000円未満

0 / 500

0 / 500

15,000円から20,000円未満

0 / 500

0 / 500

20,000円以上

0 / 500

0 / 500

Q7. 宿泊税の使途として、望ましいと思うものをお教えてください。（あてはまるものすべて）

必須

- ☐ 受入・滞在環境の整備・充実（宿泊施設の受入環境の整備への支援、バリアフリーの推進、公共サインの整備など）
- ☐ 宿泊施設等の環境整備・充実（宿泊施設等における多言語化対応への支援、IT環境の整備など）

- ☐ 観光資源の魅力増進（イベントの開催・充実、新たな観光資源の発掘など）
- ☐ 国内外への情報（魅力）発進（パンフレットの充実、国内外からの誘客促進、教育旅行などの団体客の誘致促進など）
- ☐ 観光産業の経営強化（宿泊施設や観光施設の人材確保・育成支援など）
- ☐ 目的地までの移動の円滑化（観光施設間の交通アクセスの充実、交通渋滞の緩和対策など）
- ☐ 持続可能な街づくり（インバウンドによる救急需要増加への対応、観光に関わるインフラの整備更新など）
- ☐ その他

Q8. 成田市で宿泊税を導入することとなった場合、税額の設定はどのような形が適切と考えますか。 必須

- ☐ 一律の定額制（1泊につき100円など、宿泊料金に関係なく定額の宿泊税）
- ☐ 段階的定額（2万円未満は100円、2万円以上は200円など、宿泊料金に応じた定額の宿泊税）
- ☐ 定率制（1泊の宿泊料金について2%など、一定の税率を乗じた宿泊税）
- ☐ その他

Q9. 問8で回答した理由をお教えてください。（あてはまるものすべて）

必須

- ☐ 税額の算出が容易
- ☐ 宿泊客への説明が容易
- ☐ システム設定・補修が容易
- ☐ 宿泊金額に応じた金額が設定できる
- ☐ その他

Q10. 成田市で以下の金額で宿泊税を導入した場合、貴施設への影響についてどう思いますか。（各金額についてもっともあてはまるものを選択） **必須**

	影響が大きい	ある程度影響がある	あまり影響ない	ほとんど影響ない	わからない
50円	☐	☐	☐	☐	☐
100円	☐	☐	☐	☐	☐
150円	☐	☐	☐	☐	☐
200円	☐	☐	☐	☐	☐
250円	☐	☐	☐	☐	☐
300円	☐	☐	☐	☐	☐

Q11. 宿泊料金が一定額未満（例えば5千円未満など）の宿泊者から宿泊税を徴収しないことについて、どのように考えますか。 **必須**

- ☐ 宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収しても良い
- ☐ 宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い
- ☐ その他

Q12. 特定の宿泊客から宿泊税を徴収しないことについて、どのように考えますか。 **必須**

- ☐ 全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき（例外規定を設けない）
- ☐ 修学旅行生等は宿泊税を免除すべき
- ☐ その他

Q13. 宿泊税を導入した場合、宿泊事業者が【特別徴収義務者】として、宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体に申告・納入することになります。このことについてどう思いますか。 必須

- ☐ 負担ではない
- ☐ あまり負担ではない
- ☐ 少し負担である
- ☐ 負担である
- ☐ 分からない

Q14. 宿泊税の導入にあたり、使用している（会計）システムの改修が必要になると思われますか。 必須

- ☐ 必要と思われる
- ☐ 不要と思われる
- ☐ その他

Q17. 宿泊税の使途のイメージ、制度（課税対象等）に関するご意見等ございましたら、ご自由にお書きください。

0 / 60000

最後に貴施設の基礎情報についてお答えください。

Q18. 施設名をご記入ください。

〇〇ホテル

0 / 60000

Q19. 住所をご記入ください。

成田市花崎町760

0 / 60000

Q20. 電話番号をご記入ください。

0476-22-1111

0 / 60000

Q21. メールアドレスをご記入下さい。

〇〇〇@city.namrita.chiba.jp

0 / 60000

Q22. 担当者氏名をご記入ください。

〇〇 太郎

〇〇 花子

0 / 60000

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

→ 確認画面へ進む

 入力内容を一時保存する

本フォームのお問い合わせ先: 成田市財政部財政課 電話番号: 0476-20-1512 メールアドレス:

zaisei@city.narita.chiba.jp 受付時間: 08:30 ~ 17:15

Powered by LoGoフォーム - © TRUSTBANK, Inc. [利用規約](#)